

ワンクリック請求

【相談事例】

無料動画サイトを見ていたら、突然「登録完了」の画面が表示されました。

画面には、「登録完了」の表示以外に「解約はこちら」という表示もあったので、急いで「解約はこちら」という表示をクリックした。

すると、問い合わせ先の電話番号が表示されたので電話をかけると、電話の相手から高額な料金を請求されてしまった。

請求通りの金額を支払わなければならないのか。

【市民の方へのアドバイス】

事業者は、消費者の契約の意思を確認するために「確認画面」を設定する必要がありますので、何かしらのボタンを一度クリックしただけでは契約は成立しません。

しかも、この相談事例の場合、見ず知らずの相手に電話をすることで個人情報が漏れて悪用される可能性もあります。

困ったら1人で考え込まず周りに相談しましょう。

また、1度電話をかけてしまうと身に覚えのない着信やメールが来る可能性がありますので、着信拒否や受信拒否の設定を行いましょう。

合志市消費生活センター

電話番号：096-248-5442

相談受付時間：10時～16時 月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）

時間外の場合は、「188（消費者ホットライン）」にお願いいたします。